

# 地方の自立と自己責任を確立する 関西モデルの提案

2003年2月

社団法人関西経済連合会

(抜 粋)

## (3) 選択肢の多いフレキシブルな地方制度への改革

### ① 共同体制度の創設による基礎自治体の強化

現在、基礎自治体の基盤強化のための市町村合併が強力に推進されているが、市町村合併にはストロー効果が働くといった弊害や住民感情の問題などがあることから、財政状況が厳しく効率化のために合併の必要性を感じていても合併に踏み切らない自治体も多い。

諸外国には、なかば強制的に市町村合併を進めたところもあるが、わが国でとるべき方策とは思えない。住民の選択により、小さくても単独で生き残りを模索する自治体があってもよい。

しかし、単独では生き残りが難しいと住民が判断し、しかも合併は望まない基礎自治体はどうすればよいか。市町村の共同体制度（「郡」と呼ぶ）を創設すればよい。合併と同様の効果を発揮しつつ既存の小規模市町村の特性を生かしていくことができる。表5に提案した新しい共同体制度と現行の広域連合制度との大きな違いは新しい共同体が課税権を持つことである。

表 4 「郡」、広域連合、市町村合併の主な相違点

	市町村共同体「郡」	広域連合（市町村の場合）	市町村合併
性格	普通地方公共団体	特別地方公共団体	普通地方公共団体
構成団体	市町村	市町村、特別区	（構成市町村は消滅）
目的	構成市町村を残しつつ合併と同様の効果	広域行政需要への対応、権限移譲の受入体制整備	規模・能力の拡大
事務	基礎自治体の事務の一部を独自の課税権をもって自立的に処理	構成自治体の事務の一部を広域にわたり総合的・計画的に処理	基礎自治体の事務のすべてを処理できる
議会	直接公選	直接公選または間接選挙	直接公選
首長	直接公選	直接公選または間接選挙	直接公選
課税権	あり （市町村税の一部）	なし	あり （市町村税のすべて）
複数参加	不可	可	不可

# 関西広域連合のあり方に関する提案

関西にとって望ましい地方分権体制を実現するために

2006年6月

関西分権改革推進委員会

(抜 粋)

## 第5章 関西広域連合の仕組みと財政

### (4) 財源確保のための具体策

#### (b) 課税権の獲得と国からの税源移譲

広域連合が条例によって直接住民に課税することは、現行法制のもとではできないと考えられるが、将来的には地方自治法、地方財政法、関係税法など所要の改正を求めていく必要がある。そのうえで、国からの事務移管に応じて、その財源の移譲を税源移譲という形で実現できれば、広域連合の自主性は飛躍的に高まることになる（補助金等は毎年予算要求する必要があり、国の財政事情によって財源が保障されないおそれがある）。

財源移譲、とりわけ税源移譲については各府省庁の強い抵抗が予想され、いまずぐ実現する可能性は低い。今般の三位一体の改革において不十分ながらも一定の成果を収めたという実績があり、関西広域連合としても粘り強く交渉していかねばならない。

(別紙)

## 市町村連合(仮称)等の創設について

平成15年2月28日

全国町村会

### I. 市町村連合(仮称)について

#### 1. 団体の性格

市町村が規約によって設立することができる特別地方公共団体とする。

#### 2. 組織

##### (1)連合の長

- ・ 構成市町村の住民(選挙人)の投票により直接選挙する。

##### (2)連合の議会

- ・ 選任方法、定数等は規約で定める。

#### 3. 事務事業

- ・ 連合が実施処理する事務事業の種類や範囲は、連合議会で決定する。
- ・ 国や都道府県等から事務権限を直接受けることができることとする。

#### 4. 財政

- ・ 必要な経費は構成市町村の負担金や国等の補助金などでまかなうこととし、負担方法等は連合議会で決定する。
- ・ 一定の課税権を認めることを検討する。

### II. 地域自治組織について

#### 1. 性格

市町村内部の一定の地域を単位とする任意的な自治組織とする。

#### 2. 組織

地域の単位(旧町村、小学校区など)、組織の編成、権能、運営方法等は、各市町村の条例に委ねる。

## 地方交付税について

### ○ 地方交付税制度の目的

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること(地方交付税法 § 1)

#### ◎ 財源の均衡化(財政調整機能)

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整し、均てん化を図る。

#### ◎ 財源の保障(財源保障機能)

- ・マクロ… 地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されている。
- ・ミクロ… 基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する。

### ○ 普通交付税の額の決定

各団体毎の普通交付税額は次の算式で計算

$$\frac{\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}}{\text{標準的な財政需要} - \text{標準的な財政収入}} = \text{財源不足額(交付基準額)}$$

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

(測定単位1当たりの費用)(人口、面積等) (寒冷積雪の差等)

(\*)各種の補正係数は、各団体毎の自然条件や社会条件等の違いによる財政需要の差を反映するもの

$$\text{基準財政収入額} = (\text{標準的税収入(市町村分の税交付金を含む)及び} \\ \text{地方特例交付金の75\%(県分)、75\%(市町村分)}) \\ + \text{地方譲与税}$$

#### ※ 地方交付税法

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。  
(略)

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合(地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合又は役場事務組合をいう。)を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

## ■地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号）

### （この法律の目的）

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

### （用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。
- 二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。
- 三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。
- 四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。
- 五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。
- 六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう。

### （測定単位の数値の補正）

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

（略）

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合又は役場事務組合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

（略）

## ■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

### （組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

（略）

### （設置の勧告等）

第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

### （広域連合による事務の処理等）

第二百九十一条の二 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

- 2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。
- 3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。
- 4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
- 5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

- 第二百九十一条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。
- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。
  - 4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
  - 6 総務大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
  - 7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。
  - 8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。

(規約等)

- 第二百九十一条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
- 一 広域連合の名称
  - 二 広域連合を組織する地方公共団体
  - 三 広域連合の区域
  - 四 広域連合の処理する事務
  - 五 広域連合の作成する広域計画の項目
  - 六 広域連合の事務所の位置
  - 七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
  - 八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
  - 九 広域連合の経費の支弁の方法
- 2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市

町村又は特別区で当該広域連合を組織しないものの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

- 3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

#### （議会の議員及び長の選挙）

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第七項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

- 2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

#### （直接請求）

第二百九十一条の六 第二編第五章（第八十五条を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。
- 5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、同条第七項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定により第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法 中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。
- 8 前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

#### (広域計画)

- 第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。
- 2 広域連合は、広域計画を作成するに当たっては、第二条第四項(第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。)の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。
  - 3 広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
  - 4 総務大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
  - 5 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
  - 6 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第二項から第四項までの規定を準用する。
  - 7 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
  - 8 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
  - 9 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

第二百九十一条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

- 2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に関し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

(広域連合の分賦金)

第二百九十一条の九 第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に関して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

- 2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

(解散)

第二百九十一条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。



地方独立行政法人法と独立行政法人通則法の比較

<p>地方独立行政法人法(平成15年7月16日法律第118号)</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)</p>
<p><b>【定義】</b>                  第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されるべき必要がな業務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実行的に必要のないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に実施することを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。</p> <p><b>【業務の範囲】</b>                  第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 試験研究を行うこと。                  二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。                  三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。                  イ 水道事業(簡易水道事業を除く。)                  ロ 工業用水道事業                  ハ 軌道事業                  ニ 自動車運送事業                  ホ 鉄道事業                  ヘ 電気事業                  ト ガス事業                  チ 病院事業                  リ その他政令で定める事業                  四 社会福祉事業を営むこと。                  五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前三号に掲げるものを除く。)                  六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p><b>【定義】</b>                  第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されるべき必要がな業務及び事業であって、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実行的に必要のないおそれがあるものと又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に実施することを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。</p> <p><b>【業務の範囲】</b>                  第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。</p>
<p>地方独立行政法人法施行令(平成15年12月3日政令第486号)</p> <p><b>【公共的な施設の範囲】</b>                  第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。                  一 介護保険施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの</p>	















